

天神橋橋梁補修計画策定業務委託 特記仕様書

第1条（適用範囲）

本特記仕様書は、金沢市（以下「発注者」という。）が発注する『天神橋橋梁補修計画策定業務委託』に適用する。

第2条（業務の目的）

本業務は、金沢市が管理する既存市道橋「天神橋」について、詳細調査及び補修計画の策定を行うことを目的とする。

第3条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約締結日から令和9年3月17日迄とする。

第4条（業務範囲）

本業務の業務範囲は以下のとおりとする。

- ・天神橋 L=48.0m 鋼橋（リベット継手）_アーチ橋（その他）
金沢市石川県材木町1073
健全性：Ⅲ
主な損傷：主桁（腐食）、床版（床版ひびわれ）、伸縮装置（漏水）

第5条（業務内容）

1. 橋梁補修計画策定

（1）現地踏査

1）現地踏査

補修方針の検討に際し、沿道・河川等の周辺条件など、施工性の判断に必要な現地状況を把握する。なお、老朽化の進行等により、現地状況と定期点検結果（損傷図）が大きく異なる場合は、発注者と協議を行うものとする。

2）外観変状調査（近接目視）

橋梁点検車を用いて、外観変状調査及び補修数量調査を行う。過年度の詳細点検で作成された損傷図に基づき現場で劣化の進行有無を確認し、補修範囲及び補修要否の判断が可能で、補修図作成に転用可能な損傷図を作成する。なお、アーチ部は、過年度点検結果より損傷が比較的軽微であることから、高所作業車を用いた近接調査は実施しないこととし、遠望目視による確認とする。ただし目視の結果、損傷が発見された場合は、点検方法について発注者と協議を行うものとする。

（2）現地詳細調査

1）板厚調査

外観変状調査（橋梁点検車使用）時において、鋼材に板厚減少が生じている箇所については、適宜、板厚調査を実施し、損傷図に調査結果を記載する。

2）床版内部検査（N＝2箇所）

床版の健全性を確認するため、床版を貫通させた小径コア孔を設けたうえ、コンクリート構造物内部検査機を用いて床版内部のひびわれ等の状態を確認する。また、床版の健全性について、床版内部検査の結果及び既往資料（定期点検調書、舗装工事等）を基に整理する。

※調査箇所（想定）：劣化部（豆板等）1箇所、健全部1箇所 →計2箇所

3) 床版下面はつり調査 (N = 2 箇所)

床版下面において、コンクリート中の鋼材の腐食状況を確認するため、はつり調査を行う。

※調査箇所 (想定) : 劣化部 (豆板等) 1箇所、健全部1箇所 →計2箇所

(3) 補修方針検討

高度な専門能力によって点検・診断を的確に行い補修計画討 (各部材の補修要否・工法の概略検討等) を策定する。なお、具体的な工法検討、設計成果 (図面・数量計算書等) の作成は本業務に含まない。整理する内容は下記の通りとする。

- ・床版の健全性の診断と補修方針の検討 (取替え等 大規模補修の要否確認)
- ・鋼部材の健全性の診断と補修方針の検討 (鋼部材の腐食、漏水、支承等)

(4) 関係機関との協議資料作成

天神橋は登録有形文化財 (第17-0258号) であることから、補修による外観変化の可能性、登録要件の適合可否、補修に伴う届出の必要性等について整理し、関係機関との協議のため資料を作成する (塗替え塗装色の確認を含む)。

なお、以下については、本業務の対象外とする。

- ・関係機関協議 (文化庁、金沢市庁内等) との協議・調整
- ・足場等の仮設に係る河川協議資料の作成

(5) 照査

照査技術者は、設計条件・施工条件・周辺支障施設等を考慮し、調査結果・概略検討等の的確性について照査を行う。

(6) 報告書作成

上記を業務報告書としてとりまとめる。

第6条 (打合せ)

打合せは、「業務着手時」、「中間打合せ」、「成果品納入時」の3回とするが、適宜に発注者と協議が必要な場合は打合せを行うこととする。また、「業務着手時」、「成果品納入時」は管理技術者が立ち会うものとする。

第7条 (管理技術者)

本業務の管理技術者は、総合技術監理部門 (建設一鋼構造及びコンクリート) または建設部門 (鋼構造及びコンクリート) の技術士資格かつ土木鋼構造診断士を有する者としなければならない。

第8条 (照査技術者)

本業務の照査技術者は、総合技術監理部門 (建設一鋼構造及びコンクリート) または建設部門 (鋼構造及びコンクリート) の技術士資格を有する者としなければならない。

第9条 (成果品)

成果品提出内容は、以下の通りとする。なお、その他必要な事項は、監督員と別途協議するものとする。

- | | |
|----------------------|-----|
| 1) 報告書 (A 4 版) | 1 部 |
| 2) 報告書 (電子媒体 : CD-R) | 1 部 |
| 3) 縮小図面 (A 3 版) | 1 部 |

第10条 (秘密事項の堅持)

受注者は、本業務を通じて得た情報について、第三者に漏らしてはならない。

第11条（安全性の確保）

受注者は、現地調査に際して関係機関と密接な連絡をとり、受注者自らはもちろんのこと、通行者や通行車輛等の第三者の安全確保に努めなければならない。

第12条（資料の貸与）

本業務の実施に当たり、次の資料を貸与するものとする。

受注者は、貸与された資料について責任をもって保管し、紛失、損傷等のないように注意するものとする。

- 1) 金沢市橋梁点検等維持管理の手引き（令和7年3月）
- 2) 橋梁点検結果（R7定期点検）
- 3) 橋梁台帳
- 4) 過年度工事等資料（H14塗替 他）
- 5) 断面修復工 左官工法（参考図）CAD データ

第13条（業務の終了）

本業務は成果を提出し、その成果の検査に合格したときに完了したものとする。

金 沢 市 業 務 委 託 特 記 仕 様 書（ 共 通 編 ）

1 業務カルテ作成・登録

受注者は、契約時または完成時において、受託金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務実績データ」を作成し、監督員に「通知書（登録のための確認のお願い）」の承諾を受けたうえ、受注時は契約後、土日祝日等除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土日祝日等を除き15日以内に、完了時は業務完了後15日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。変更時と完了時の間が15日間に満たない場合は変更時の提出を省略できるものとする。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

2 技術者の選任

受注者は、担当技術者、管理技術者及び照査技術者（設計、軟弱地盤解析及び弾性波探査業務等）を選任するにあたり、資格及び経歴の提示を求めている業務については、資格及び経歴書を別途作成のうえ監督員に提出すること。

3 詳細設計照査要領に基づく照査審査表の提出（設計）

国土交通省制定「詳細設計照査要領」「土木工事設計図書の照査ガイドライン（北陸地整R2.4）」に基づくものとし、下記に留意し設計計算書と分冊し、提出するものとする。

- （１）諸基準等との関連する具体の照査内容は、発注者に報告するものとする。
- （２）照査項目の中に複数の確認項目がある（例えば関係機関が複数ある）場合は、必ず備考欄または別紙を用いて確認済み事項がわかるようにする。

4 ウィークリースタンス等の推進

本業務は、建設業の働き方改革を推進するため、受発注者協力のもとウィークリースタンス等に取り組むこととする。なお、業務着手前に受発注者間で下記事項について協議のうえ実施し、就業環境の改善に努めること。

<発注者の取組>

- ・受注者からの質問や協議に対する回答については、基本的に「その日のうち」に回答すること。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に行うこと。
- ・「月曜日の朝一番」及び「各コンサルタント会社のノー残業デー翌日の朝一番」を期限とした作業を指示しないこと。
- ・「金曜日の業務依頼」や「昼休み・定時間際・定時後の業務依頼や打合せ」は控えること。

<受注者の取組>

- ・業務着手前に工程管理方法について綿密に検討のうえ、作業間の関連や業務の進捗状況等を常に把握すること。
- ・業務実施中において問題が発生した場合は、作業内容や工程及び発生原因等を整理のうえ、速やかに監督員と書面で協議すること。

5 建設副産物対策の検討（設計）

設計にあたっては、建設副産物の発生の抑制・再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとし、建設副産物の検討成果として、「建設リサイクルガイドライン」（国土交通省）で定める別添1、別添2のリサイクル計画書を作成すること。「建設リサイクルガイドライン」は下記を参照すること。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/dllpdf/recyclehou/recycle_rule/gaido.pdf

6 金沢産材利用の検討（設計）

設計にあたっては、「金沢市内の建築物・公共土木工事等における木材利用方針」に則った設計を行うものとし、金沢産材の利用に努めること。

7 国際単位系単位の標記

業務委託の成果品（設計図等）の表示については、国際単位系（S I）によるものとする。

8 設計業務における生産性向上の検討（設計）

生産性向上に関する提案がある場合、技術者の着眼点・留意点等（当該設計時に生産性向上の観点から一層の検討を行う事項）について、後設計を実施する技術者に適切に情報を引き継ぐため、提案書を作成すること。

また、前設計で提案書が作成されていた場合、適切に提案内容を検討すること。

※参考：「建設現場の生産性を飛躍的に向上するための革新的技術の導入・活用に関するプロジェクト」（国土交通省）

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000062.html

（1）概略設計時

当該業務で、最適案として選定された1ケースについて、生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、予備設計時に検討すべき生産性向上提案を行い、下記、生産性向上提案書を作成し提出するものとする。

生産性向上提案書

概略設計の内容	予備設計時に検討すべき 生産性向上提案及び効果	関連する検討事項及び問題点

（2）予備設計時

当該業務で、最適案として選定された1ケースについて、生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について検討し、また、先行する概略設計において、生産性向上提案書がある場合はその主旨を十分掌握し、可能性の可否について検討し、詳細設計時に検討すべき生産性向上提案を行い、下記、生産性向上提案書を作成し提出するものとする。

生産性向上提案書

予備設計の内容	概略設計時に検討した 生産性向上提案及び効果 (概略設計がある場合記入)	詳細設計時に検討 すべき生産性向上 提案及び効果	関連する検討事項及び問題点

（3）詳細設計時

当該業務で、生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について検討し、また、先行する予備設計において、生産性向上提案書がある場合はその主旨を十分掌握し、可能性の可否について検討し、検討すべき生産性向上に関する提案を行う。

9 ボーリングデータの検定

ボーリング調査において、以下のボーリングデータを作成した場合は、国土地盤情報センターへ検定を依頼し、発行された検定証明書を監督員に提示して、検定済みであることを報告すること。

① ボーリング柱状図（XML 形式）／② 土質試験結果一覧表（XML 形式）

10 熱中症対策

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策については、契約後、調査職員（監督職員）と協議するものとし、設計変更の対象とする。

11 電子納品

本業務委託は、電子納品対象業務委託であり、調査、測量、設計などの各業務の最終成果を電子データで納品するものである。ここでいう電子データとは、別表1に示す各種電子納品要領等で定めるファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

- (1) 電子納品は以下のとおり実施すること。
- ・別表2に示す資料をCD-RまたはDVD-R等で1部納品する。
 - ・電子媒体内容と同様なものを印刷製本した紙ベースの成果1部を納品する。
 - ・各種電子納品要領等に定めがない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。
- (2) 業務着手時には、事前協議チェックシートを用いて事前協議を行うこと。
- (3) 発注者が行う電子納品に関する調査について協力すること。
- (4) 成果品の納品に際し、以下の事項に確認すること。
- ・電子納品チェックシステムを使用し、エラーがないことを確認する。なお、電子納品チェックシステムは、下記より入手し最新バージョンを使用する。
- 【土木：電子納品チェックシステム】
http://www.cals-ed.go.jp/edc_download/
- ・最新のウイルス対策ソフトで、提出物にウイルスが混入していないことを確認する。
- (5) 電子媒体の内容の原本性を証明するために電子媒体納品書に署名捺印の上、電子媒体と共に提出すること。

(別表1)

名 称	摘 要	
金沢市電子納品の手引き（案）[業務委託編]	令和8年4月	金 沢 市
石川県電子納品ガイドライン	令和4年4月	石 川 県
土木設計業務等の電子納品要領	令和8年2月	国土交通省
土木設計業務等の電子納品要領 [電気通信設備編]	令和8年2月	
土木設計業務等の電子納品要領 [機械設備工事編]	令和8年2月	
CAD製図基準	令和7年12月	
CAD製図基準 [電気通信設備編]	令和8年2月	
CAD製図基準 [機械設備工事編]	令和8年2月	
測量成果電子納品要領	令和7年12月	
地質・土質調査成果電子納品要領 本編、付属資料	令和8年2月	
デジタル写真管理情報基準	令和5年3月	
電子納品運用ガイドライン		
[業務編]	令和8年2月	
[測量編]	令和7年12月	
[地質・土質調査編]	令和8年2月	
電子納品運用ガイドライン [電気通信設備業務編]	令和8年2月	
電子納品運用ガイドライン [機械設備工事編【業務】]	令和8年2月	
CAD製図基準に関するガイドライン	令和7年12月	
CAD製図基準に関する運用ガイドライン [電気通信設備編]	令和8年2月	
CAD製図基準に関する運用ガイドライン [機械設備工事編]	令和8年2月	

(別表2)

電子納品対象資料	作 成 者
打合せ記録簿 ※	受注者
成果品	受注者

※ 打合せ記録簿は押印したものを正として紙で提出し、電子化して納品するものは電子印などの押印の必要はありません。

金沢市業務委託成果品標準作成要領

- 1 成果品の提出は、別紙業務委託特記仕様書によるものとする。
- 2 報告書、図面等の規格については下記のとおりとする。
 - (ア) 報告書のサイズは、A 4 版を原則とし、成果品一切を一緒にとじ込むものとする。
 - (イ) 図面等は、A 3 版に縮小したものを折り込み製本する。
 - (ウ) 背表紙には、様式(1)のタイトルを明示するものとする。
 - (エ) 背表紙の材質、タイトルの文字については特別に指定しないものとする。
 - (オ) 報告書原稿は、別途にファイルし提出するものとする。
 - (カ) なお、これらを一つにまとめるような箱にいれる必要はないものとする。
- 3 業務委託における最終成果は、電子データで納品するものとする。ここでいう電子データとは、「金沢市業務委託特記仕様書（共通編）11電子納品」で定めるファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指すものとし、特記仕様書の実施内容に従って、監督員に提出するものとする。

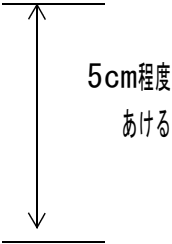
様式（１）（記載例）

令和△年度

◇◇◇◇◇◇改修工事に伴う測量設計業務委託報告書

〇〇コンサルタント

金沢市□□□課



様式（２）（記載例）

令和△年度

◇◇◇◇◇◇改修工事に伴う測量設計業務委託

金沢市□□□課
〇〇コンサルタント

様式（３）（記載例）

◇◇◇◇◇◇改修工事に伴う測量設計業務委託	
図 面 目 録	
１．平面図	３枚
２．縦断図	２枚
３．横断図	１５枚
４．構造図	６枚
計	２６枚

位置図

